

改正風営法及び施行規則の一部改正について

1 改正風営適正化法の概要（令和7年11月28日施行部分）

次の者を風俗営業の許可に係る不許可事由に追加

- ①親会社等が風俗営業の許可を取り消された法人
- ②警察による立入調査から聴聞決定予定日までの間に許可証を返納した者
- ③暴力的不法行為者がその事業活動に支配的な影響力を有する者

2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

- 申請者と密接な関係を有する法人として次の者を規定する（改正法概要①関係）
 - ・ 申請者が株式会社である場合にその議決権の過半数を所有している者
 - ・ 申請者が持分会社である場合にその資本金の二分の一を超える額を出資している者
 - ・ 出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、申請者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配的な影響力を有すると認められる者
- 聽聞決定予定日を以下のとおり規定する（改正法概要②関係）
 - ・ 警察による風俗営業の営業所へ立入りが行われた日（以下「立入日」という。）から10日以内に、立入日から起算して90日以内の特定の日を通知するものとする。

